

全国健康保険協会（協会けんぽ）の 現金給付の適正化の取組について

平成26年6月23日



全国健康保険協会

協会けんぽ

現金給付の適正化（不正受給対策）

柔道整復施術療養費

- 多部位、頻回受診の患者に対して、直接照会

23年度 24年度
30,520件 → 83,356件照会実施

- 患者照会時に、柔道整復師の施術の適正なかかり方に関する案内を周知
- 患者照会業務を外部委託し、照会を広範に実施

傷病手当金・出産手当金

- 不正請求の疑いのあるデータを抽出し、再調査を実施

25年度は、949件実施
(傷病手当金707件・193人、出産手当金242件・218人)
うち、5件が支給取消
(傷病手当金3件、出産手当金2件)

- 不正請求の疑いのある申請に対してはプロジェクトチームを立上げ、対応

- 平成25年5月から協会に付与された事業主への立入調査権を活用し、重点的に審査

25年度は、約半年で40件実施
うち、不適正3件、申請取下げ2件

海外療養費

- 翻訳業務の外部委託を通じ、診療明細書等の翻訳内容の再確認や医療機関への文書照会等を強化

- 支給審査基準の見直し

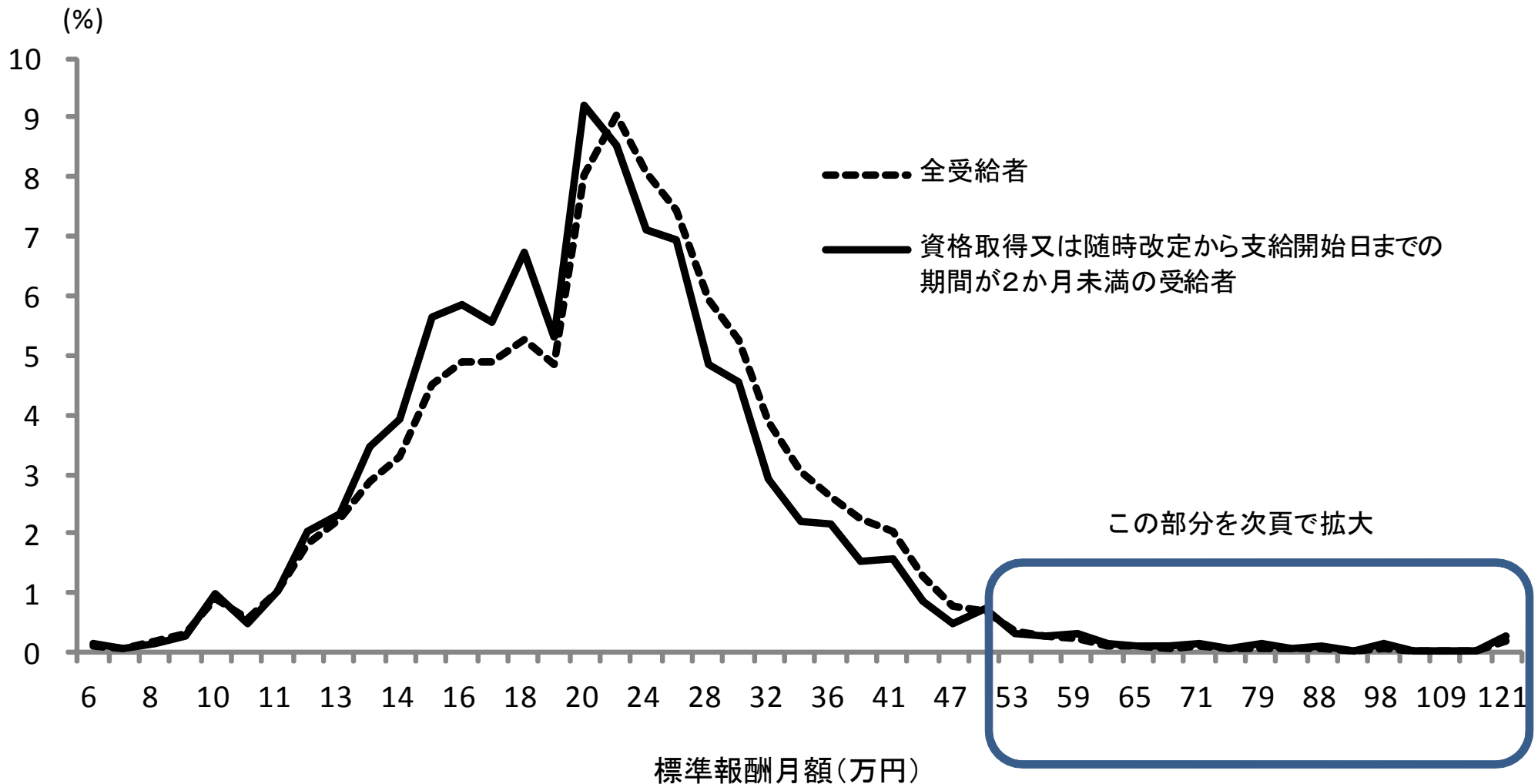
- 海外療養費の支給申請状況をデータ化し、傾向を把握

さらに

さらなる不正受給対策のため、制度面からの見直しが必要

傷病手当金・出産手当金について

傷病手当金受給者の標準報酬月額別構成割合

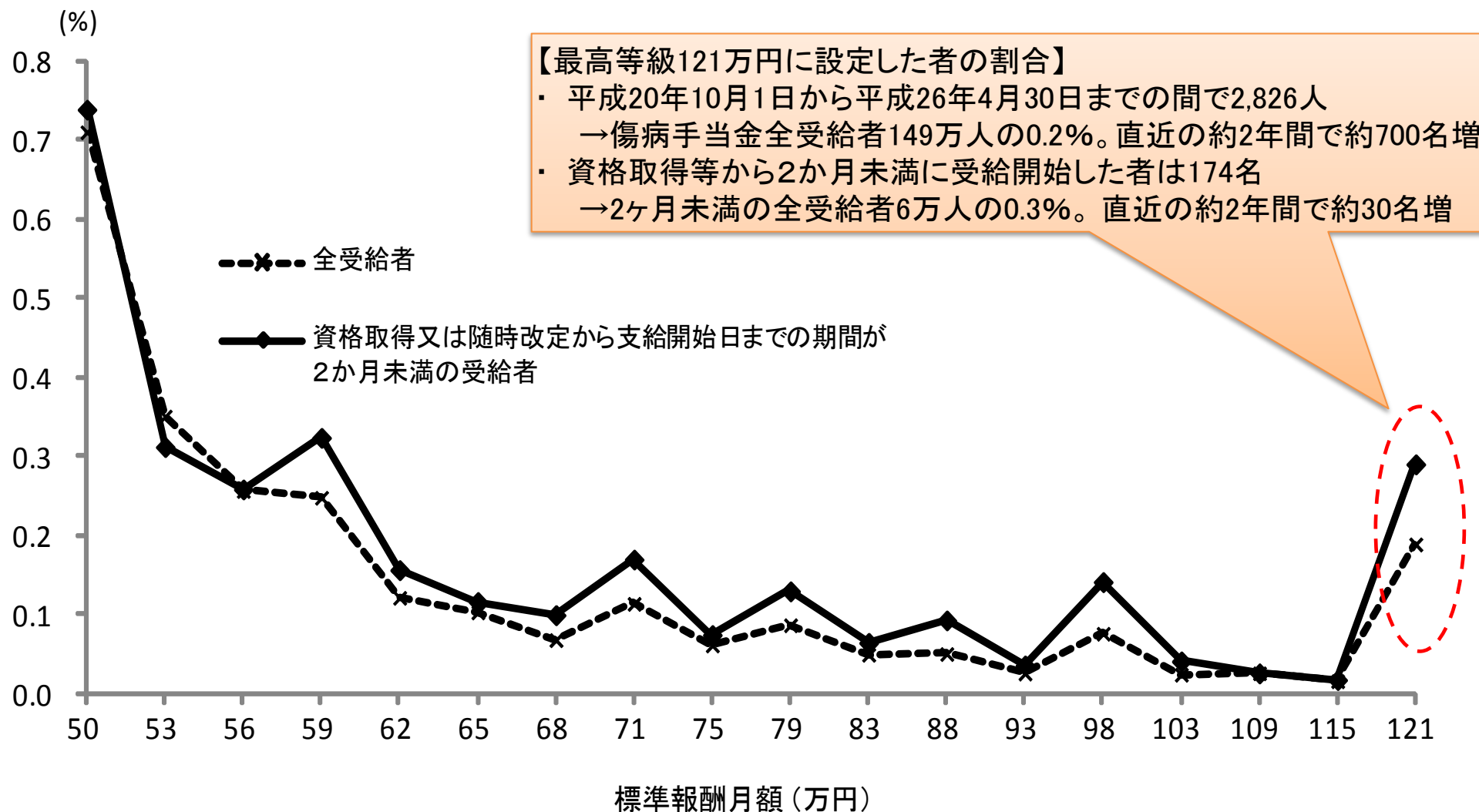


(注) 対象は、平成20年10月1日～平成26年4月30日までに傷病手当金の支払のあった受給者（149万人）。

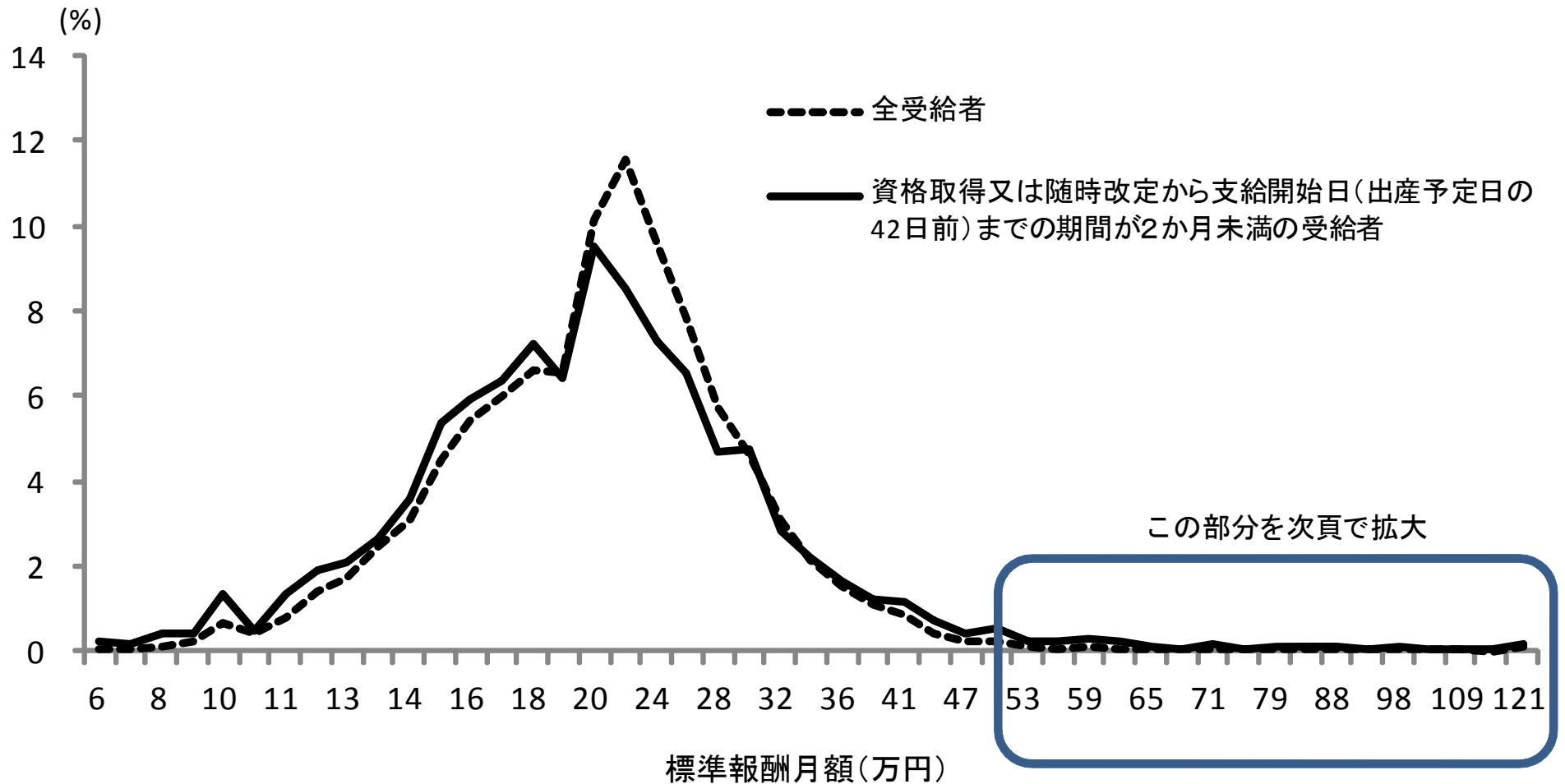
(参考) 平成25年度の平均標準報酬月額 277,116円

傷病手当金受給者の標準報酬月額(50万円以上から最高等級まで)別にみた構成割合

- 標準報酬月額別に見ると、標準報酬月額が高い層では、資格取得等から傷病手当金の支給開始までの間が2ヶ月未満の者の占める割合が高い。
- 特に、傷病手当金受給までの2ヶ月以内に最高等級(121万円)に設定している層は顕著である。



出産手当金受給者の標準報酬月額別構成割合

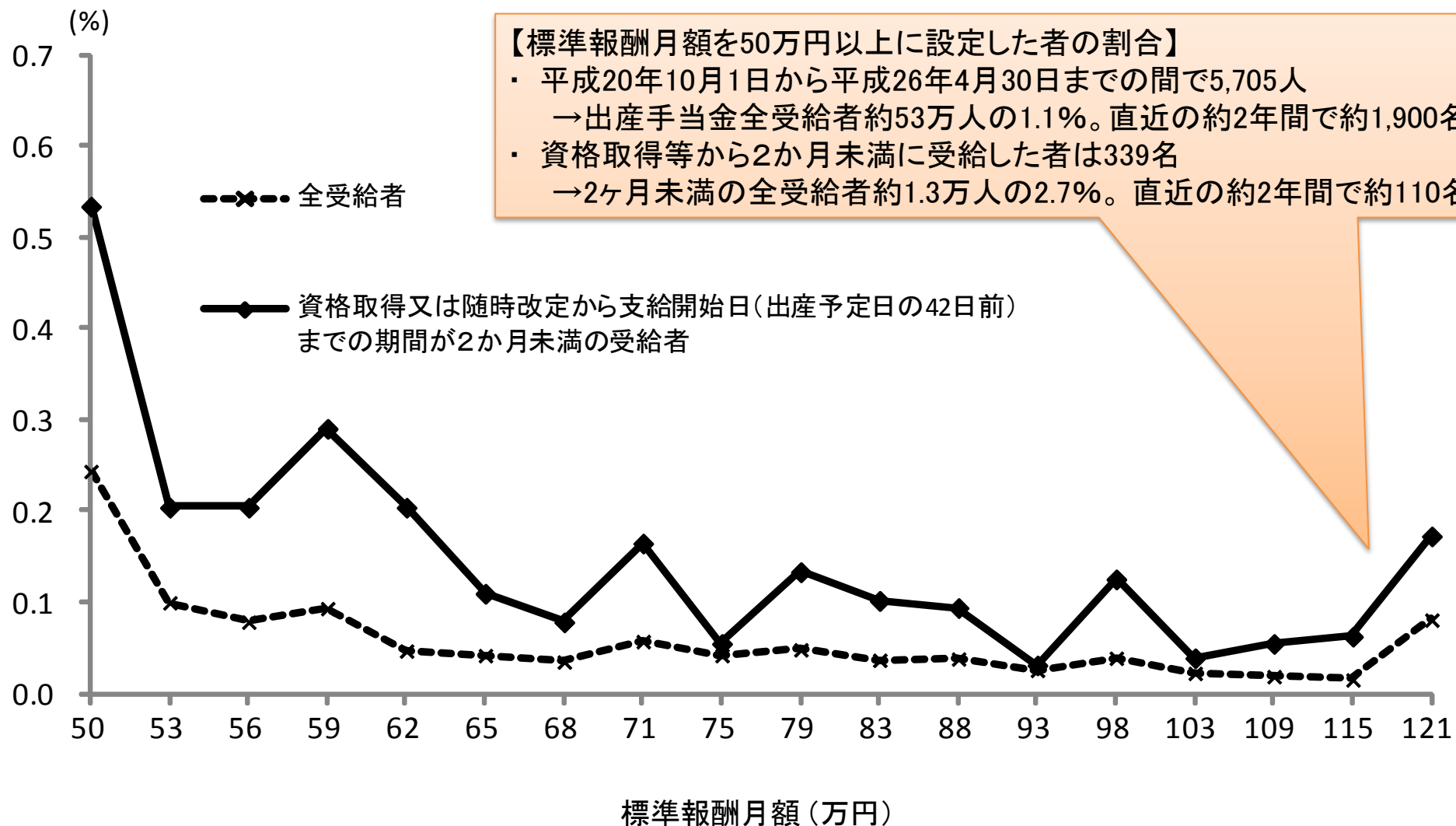


(注) 対象は、平成20年10月1日～平成26年4月30日までに出産手当金の支払のあった受給者（53万4千人）。

(参考) 平成25年度の平均標準報酬月額 277,116円

出産手当金受給者の標準報酬月額(50万円以上から最高等級まで)別にみた構成割合

○ 標準報酬月額別に見ると、標準報酬月額が高い層では、資格取得等から出産手当金の支給開始までの間が2ヶ月未満の者(出産予定日から逆算すると約3ヶ月以内に協会の被保険者資格を取得した者など)の占める割合が多い。



資格取得等から出産手当金の支給開始日までの期間別にみた出産手当金受給者数

- 資格取得から出産手当金の支給開始までの間が2ヶ月未満の者(出産予定日から逆算すると約3ヶ月以内に協会の被保険者資格を取得した者)は約3,400人であり、給与改定をした者は約9,400人である。

支給開始日の直近で行った処理	支給開始日(出産予定日の42日前)までの期間			
	0~1ヶ月	1~2ヶ月	2~3ヶ月	3~4ヶ月
資格取得	1,443人	1,926人	2,224人	2,724人
随時改定	4,439人	4,924人	4,701人	3,908人

約3,400人 (資格取得の0~1ヶ月と1~2ヶ月の合計)
約9,400人 (随時改定の0~1ヶ月と1~2ヶ月の合計)

(注)対象は、平成20年10月1日から平成26年4月30日までに出産手当金の支払のあった受給者